

国葬に関する法整備等について

令和4年7月8日に、安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃され、逝去されました。銃撃などの暴力によって死に至らしめる暴挙は、断じて許すことができません。

国は、安倍元内閣総理大臣の国葬儀を令和4年9月27日に日本武道館において執り行うことを閣議決定しました。その法的根拠を内閣府設置法第4条第3項第33号に規定する「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」によることとしています。しかし、内閣府設置法は、内閣府を設置し、その所掌事務を例示しているものであり、国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事を執り行う具体的な権限行使のためには、法律の規定が必要であると考えられます。

国葬は、かつて大正15年に公布された国葬令に位置付けられていたものの、これは、昭和22年12月31日に失効しています。この国葬令失効後に吉田茂元内閣総理大臣の国葬が執り行われているものの、内閣府設置法に定める国の儀式に国葬が含まれるという明確な法規定や対象者についての基準等はないものと考えられます。

こうしたことから、国葬に関しては、本来であれば国会において十分に審議を重ねるべきものでありますが、今般の国葬儀に関しては、国会において十分に審議したものとは受け止められないところです。

また、今般の国葬儀の多額の費用が、予備費で賄われることとされていますが、この予備費の使途についても、十分な国会審議が行

われたとは言い難く、国民の税金の使われ方として、憂慮すべき状況にあるものと考えます。

今般の国葬儀に関しては、国民の間に様々な議論があり、マスコミ等の世論調査によれば、各社とも反対が賛成を上回るとの報道がなされています。

国葬は、国が執り行う儀式であるからこそ、国会において十分な議論を行うことが肝要であり、国会において審議を尽くすことが、日本の民主主義の原則であると考えます。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請します。

記

- 1 国葬に関する法整備を進めること。
- 2 法律に基づかない国葬は執り行わないこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年9月26日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

その他関係筋

注 なお、衆参両院議長に対する意見書については、表題は「国葬に関する法整備等について」を「国葬に関する法整備等を求める意見書」に、本文中「よって政府は」を「よって国会は」に改める。